

苦前町通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組 ～

平成27年10月策定

令和4年9月改訂

苦 前 町

苦前町教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生したことから、国土交通省・警察庁・文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全確保を講じるよう、各省庁から関係機関へ依頼があったところです。

これを受け、苫前町では、平成27年10月に関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「苫前町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 推進体制

以下をメンバーとする協議会で、通学路における効果的な交通安全対策を実施します。

- ・ 苫前町住民生活課
- ・ 苫前町建設課
- ・ 苫前町教育委員会子ども教育課
- ・ 苫前小学校・古丹別小学校PTA
- ・ 苫前小学校・古丹別小学校
- ・ 北海道警察旭川地方羽幌警察署

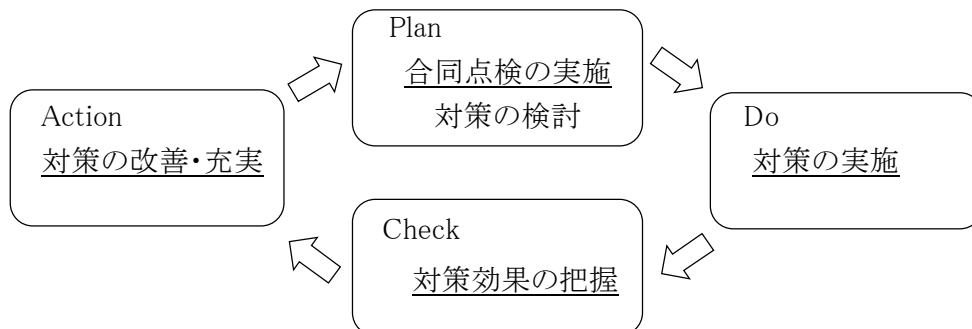
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPCDAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・小学校それぞれ1年に1回、新入学時にあわせて合同点検を実施します。なお、新設道路など周辺交通状況の大きな変化により通学路を見直した場合は、その都度合同点検を行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実施に期待した効果が上がっているのか、小学校への聞き取りを行うなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 通学路交通安全対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

箇所図、箇所一覧表の公表小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。